

## 台湾における公訴時効（訴追権時効）制度を正当化する学説に関する考察

高橋 孝治

立教大学アジア地域研究所特任研究員

（一社）日台政策研究所研究員

＜梗概＞台湾（中華民国）において公訴時効制度は訴追権時効制度の名で導入されている。しかし、これまで台湾において訴追権時効制度をどのように正当化するかについてはほとんど議論されてこなかった。本稿は、この議論されてこなかった点を埋めるべく台湾における訴追権時効制度を正当化する学説を検討する。結論としては、台湾における訴追権時効制度は「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかったため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす。ただし、法により捜査が停止しているとき、指名手配犯が見つからないときは有効な捜査が行えないものの、時効を永久的に停止することは訴追権の不安定化につながるので、一定の上限を設けている。しかし、これは政策上の制度であり、『人を死亡させ、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役となる罪』についてはこの制度は適用しない」という学説で正当化できると考えられる。なお、台湾では日本の刑事訴訟法改正を一部参考にして、2019年に訴追権時効制度を改正し、人を死亡させ、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役となる犯罪は訴追権時効にかからないとした。しかし、人を死亡させた犯罪を常に起訴できるようにすることが、「正義」とは言い難く、今後は、台湾で人を死亡させた犯罪を訴追権時効制度の例外とすることに疑義が呈された場合、日本もこれを参考にしなければならないであろう。

キーワード 公訴時効制度 台湾法 刑事法 アジア法 比較法

※本文において [ ] は直前の単語の中国語原文を示し、初出にのみ付した。

## 1. はじめに

### (1) 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から法定の一定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である<sup>1</sup>。公訴時効制度は、現在ほとんどの国で採用されており、「現在、多くの国々で市民権を得た制度」と言われている<sup>2</sup>。台湾（国名としては「中華民国」。本稿では、以下も「台湾」と呼ぶ）では、公訴時効制度は訴追権時効〔追訴権時効〕という名称で導入されている<sup>3</sup>。台湾では、検察官が被疑者に対して刑事訴訟を提起する「公訴」の他に、犯罪被害者が直接被疑者に対して刑事訴訟を提起する「自訴」という方法も認められている<sup>4</sup>。そして、自訴も時効の対象となるので、台湾の制度については『「公訴」時効制度』と呼ぶことは適切ではない。そのため、本稿では、「台湾の公訴時効制度に相当する制度」を「訴追権時効制度」と呼ぶこととする（本稿では、「公訴時効制度」という用語を用いることもあるが、その場合は日本や世界の一般的な公訴時効制度を指すこととする）。

ところで、公訴時効制度で問題となりがちなのが、当該制度をどのように正当化するかという点である。一般的に、公訴時効は制度が先にあり、その後その制度を説明するために学説が構築されてきた<sup>5</sup>。このような歴史的背景から、公訴時効制度の存在理由を説明する際には「立法趣旨」という呼び方は適切ではなく、「制度を正当化する学説」と呼ぶ方が適切である。しかし、各国の公訴時効制度を正当化する学説はどれも的確とは言えない状況にある。

例えば、日本ではかつては実体法説（一定期間の経過により犯罪の違法性が消滅する、もしくは刑罰が阻却されるとする学説）と訴訟法説（一定期間の経過により証拠が散逸し、真実の発見が困難になることをもって公訴時効制度を正当化する学説）および実体法説と訴訟法説を合わせた混合説が主流であった。しかし、1961年頃に新訴訟法説（一定の期間訴追されていないという事実状態を尊重して、国家がもはやはじめから訴追権そのものを発動しないこととすとか、犯罪の訴追の必要性よりも刑罰権に対する個人の利益を確保するための制度として正当化する学説）が出現してからは、新訴訟法説が通説的見解になっている<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義』（第5版）東京大学出版会、2014年、252頁。上口裕『刑事訴訟法』（第4版）成文堂、2015年、232頁など。

<sup>2</sup> 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『關西大學法學論集』（43巻5号）関西大学、1994年、73頁。

<sup>3</sup> なお、管見の限り林山田『刑法通論（下冊）』（増訂10版）台北：林山田（個人発行）・臺大法學院図書部（発売）、2008年、604頁や柯耀程『刑法總則』台北：三民書局、2014年、489頁は「訴追時効〔追訴時効〕」という名称を用いている。

<sup>4</sup> 蔡秀卿＝王泰升（編著）『台湾法入門』法律文化社、2016年、190頁。朱石炎『刑事訴訟法論』（修訂7版）台北：三民書局、2017年、453頁。

<sup>5</sup> 毎日新聞社会部『時効廃止論——「未解決」事件の被害者家族たち』毎日新聞社、2009年、124頁。

<sup>6</sup> 金山薫「公訴時効のあり方」『刑事訴訟法の理論と実務（別冊 判例タイムズ（7号））』判例タイムズ

これらのどの学説も日本における公訴時効制度を的確には正当化できておらず、「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかった（犯人が海外にいる場合など、捜査権が行使できない期間を除いて有効な捜査時間を使い果たした）ため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす。しかし、これは政策上の制度であり、『人を死亡させ、死刑に処される犯罪』についてはこの制度は適用しない。また、これは法律の条文から見た公訴時効制度を正当化する学説であり、裁判所は、なるべく公訴時効が完成しないようにしようとしている」との学説で正当化すべきと筆者は指摘したことがある<sup>7</sup>。

また、中華人民共和国（以下「中国」という。ただし、略さずに「中華人民共和国」と表現する場合もある）においても、訴追時効制度<sup>8</sup>を正当化する学説については、目的合致説、司法機関有利説、安定団結説の3つがある<sup>9</sup>。しかし、中国における訴追時効制度を正当化する学説については「最高法定刑が無期懲役、死刑の場合で最高人民検察院が個別に認定した重罪を除いて、立案の決定などを公安機関などの自由な意思にかかわらせる状態を、無制限に放置することによる弊害を回避するための制度だが、犯人の社会危害性が消滅していなかった場合（すなわち再犯を起こした場合）、公安機関などは当該犯罪者について再考するための猶予を与えられる。また、告発〔控告〕がなされていて被害者の刑事訴追を望む意思が明確であるにもかかわらず、公安などの裁量で立案がなされない場合の起訴権も救済する」とすべきと筆者は指摘した<sup>10</sup>。

なぜ日本や中国の公訴時効制度（訴追時効制度）はこれまでの的確に正当化されてこなかったのであろうか。これは、各国の時効の停止などの規定や運用の実態をも考慮して制度を正当化する学説を構築してこなかったことに原因がある。時効が停止するときとは、時効制度の根幹に関わるので、停止事由を踏まえて公訴時効制度（訴追時効制度）を正当化する学説を構築しなければならない。それにも関わらず、それはなされてこなかったのである。

それでは、台湾の訴追権時効制度は時効の停止事由などを考慮して正当化する学説は構築されてきたのであろうか。残念ながら訴追権時効制度を正当化する学説については、そもそもこれまでほとんど議論されてこなかったように思える（この点は1.（2）で詳しく見る）。本稿は、このいまだほとんど議論がなされていない訴追権時効制度を正当化する学説を新たに提唱すべく検討を行うものである。

---

社、1980年、154頁。井戸田侃『刑事訴訟理論と実務の交錯』有斐閣、2004年、5頁。

<sup>7</sup> 高橋孝治「公訴時効制度を正当化する学説に関する一考察」『LAW AND PRACTICE』（12号）早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会、2018年、127～128頁。

<sup>8</sup> 中国においても、「自訴」による刑事訴訟も時効の対象となるため、「『公訴』時効制度」と呼ぶことは適切ではない。ただし、中国は台湾とは異なり、「訴追権時効」ではなく「訴追時効」と呼んでいる。

<sup>9</sup> これら3つの学説の詳細は、高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』（111号）慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年、78～79頁参照。

<sup>10</sup> 高橋孝治・前掲註(9)90～91頁。

また、訴追権時効に関する規定は、2019年5月10日に改正が可決され（同月29日公布・施行）、人を死亡させた犯罪については、訴追権時効にかからないこととなった。これは訴追権時効制度の大きな方向転換とも言える。2019年改正まで訴追権時効制度は全ての犯罪を対象としていたが、これ以降は訴追権時効制度の対象とならない犯罪が存在することになったからである。このため、特に2019年改正以降は、なぜ人を死亡させた犯罪は訴追権時効制度の対象外となるのか、訴追権時効制度を正当化する学説を再構築する必要が生じたと言える。しかし、先に述べた通り、2019年5月29日より前にも訴追権時効制度を正当化する学説はほとんど議論されてこなかった。そこで本稿は、2019年改正前の訴追権時効制度とそれ以降の訴追権時効制度双方をそれぞれ正当化する学説を考察することとする。

## （2）先行研究の検討

1.（1）で述べたように、訴追権時効制度を正当化する学説についてはこれまでほとんど検討がなされていない。それだけにとどまらず、訴追権時効制度についての研究も蓄積が多いとは言えない。

まず、日本語で訴追権時効制度の研究を行った先行研究は全く存在しない。もちろん、台湾にはいくつか先行研究が存在している。しかし、台湾においても訴追権時効制度に関する先行研究は、陳涵「訴追権時効を論ず〔論追訴権時効〕」（鄭玉波（總主編）『刑法總則論文選輯（下）（法學論文選輯8）』台北：五南圖書出版，1984年，1079～1088頁収録）、陳健發「刑法における訴追権時効の研究〔刑法追訴権時効之研究〕」（『警學叢刊』（4号）台北：中央警察大學警學叢刊雜誌社，1971年，83～84頁収録）、柯耀程「刑罰権時効を論ず〔論刑罰権時効〕」（『軍法專刊』（58巻3期）台北：軍法專刊社，2012年，149～166頁収録）、薛智仁「刑事訴追時効の理論的根拠，法的性質および法的効果〔刑事訴追時効之理論根據，法律性質及法律効果〕」（『中研院法學期刊』（12期）台北：中央研究院法學研究所，2013年，263～324頁収録）くらいしか見当たらない。訴追権時効は刑法に規定されており、もちろん台湾における刑法書には訴追権時効制度に関する記述は必ず存在するものの、台湾においても訴追権時効制度は、「研究」の対象にはあまりされていないようである。

これらの先行研究の中では、薛智仁「刑事訴追時効の理論的根拠，法的性質および法的効果」が最も本稿が行う研究に近い内容と言える。薛智仁「刑事訴追時効の理論的根拠，法的性質および法的効果」の第2章（270～290頁）は、訴追権時効制度の理論的根拠（本稿でいう「正当化する学説」）について検討している。しかし、薛智仁「刑事訴追時効の理論的根拠，法的性質および法的効果」の検討も、外国ではどのような学説があるかを述べ、どの学説を採用する方が合理的であるかのみを検討しており、台湾の制度に沿って検討したものではない。結果として、本稿が行おうとしている時効の停止事

由や運用実態まで踏み込んで訴追権時効制度を正当化する学説の検討を行った研究はこれまでに存在していないことになる。

### (3) 台湾における刑法および刑事訴訟法制史と法システム——議論の前提

ここでは、議論の前提として、台湾における刑法および刑事訴訟法がどのような変遷を辿っているのかおよび台湾の法システムを概観する。1. (2) でも述べたように、訴追権時効制度は刑法上の制度であるが、その効果は刑事訴訟法にも規定がある。また、1. (1) で述べたように、本稿は訴追権時効制度の運用実態に踏み込んで論ずるため、台湾の司法制度そのものも知っておく必要がある。そのため、台湾における刑法および刑事訴訟法の背景と台湾の法システムを概観するのである。

台湾の法制度は、中華民国時代の中国の法制度と直接の連続性がある。中華民国時代の中国においては、袁世凱による北洋政府が1912年4月30日に公布・施行した「暫行新刑律」や、南京を首都とする中国国民党政府が1928年3月10日に公布した「中華民国刑法」(同年9月1日施行。以下、「28年刑法」という)、28年刑法が全面改正された「中華民国刑法」(1935年1月1日公布、同年7月1日施行。以下、「35年刑法」という)などがあつた。この35年刑法が、後に台湾の刑法となる<sup>11</sup>。

日本は日清講和条約(下関条約、馬関条約)により、1895年4月17日より台湾を植民地にしており、28年刑法や35年刑法が施行されたときも台湾はいわゆる日本統治時代であつた。そのため、台湾では28年刑法や35年刑法は施行されず、日本の刑法および刑事訴訟法が施行されていた<sup>12</sup>。しかし、日本の敗戦により1945年10月25日に日本が台湾から撤退すると同時に、中華民国が台湾を接收し、同日より35年刑法が台湾でも施行されることになった。そして、中国大陸(現在、中華人民共和国が実効支配している領域)では、1949年2月22日に中国共産党が「国民党の『六法全書』を廃止し、解放区の司法原則を確定することに関する指示[中央关于废除国民党《六法全書》和確定解放区司法原則的指示]」を發布し、中国大陸でのそれまでの法制度の施行は原則として停止された。これにより、35年刑法を含めた中華民国法制は台湾(いわゆる台湾

<sup>11</sup> 余振華『刑法總論』(修訂3版)台北:三民書局,2017年,36頁。

<sup>12</sup> 日本領台湾では、「臺灣ニ施行スヘキ法律ニ關スル法律」(1896年(明治29年)3月31日公布,明治29年法律第63号。同年4月1日施行。1905年(明治38年)3月31日失効。通称「六三法」),その後の「臺灣ニ施行スヘキ法律ニ關スル法律」(1906年(明治39年)4月11日公布,明治39年法律第31号。翌年1月1日施行。1922年(大正11年)1月1日失効。通称「三一法」),さらにその後の「臺灣ニ施行スヘキ法律ニ關スル法律」(1921年(大正10年)3月15日公布,大正10年法律第3号。翌年1月1日施行。通称「法三号」)により台湾独自の法が施行されたり,日本内地法が直接適用されたりしていたが(後藤武秀『台湾法の歴史と思想』法律文化社,2009年,26~33頁),刑事法においては1898年(明治31年)7月16日發布の「民事商事及刑事ニ關スル律令」により,本島人および清国人については現地の事情に応じた方法が用いられることとなつてはいたものの,原則として日本の刑法や刑事訴訟法が適用されることとなつていた(浅野豊美=松田利彦(編集)『植民地帝国日本の法的展開』信山社,2004年,101頁)。

島、澎湖諸島、金門島、馬祖列島)のみで施行されることになる。その後、35年刑法は全面改正されることはなく、2005年2月2日公布で総則部分が大幅に改正され現在にいたる<sup>13</sup>。

次に刑事訴訟法である。中華民国時代の中国には、北洋政府による「刑事訴訟条例」などがあつた(1921年11月14日公布。翌年7月1日施行)。そして、中国国民党政権による最初の「刑事訴訟法」は、1928年7月28日に公布され、同年9月1日から施行された(以下「28年刑訴法」という)。28年刑訴法は、1935年1月1日に全面改正され(同年7月1日改正法施行。以下「35年刑訴法」という)、35年刑訴法も35年刑法と同じく1945年10月25日より台湾でも施行され、後に中国大陆での施行は停止した。そして、さらに後の1967年1月28日に35年刑訴法は全面改正され(同日施行。以下「67年刑訴法」という)、その後は数回の小改正を経て現在にいたる<sup>14</sup>。

最後に台湾の法システムについてである。台湾では司法を担うのは司法院であり、司法院の下部組織として各級法院(日本でいう「各裁判所」に相当)が存在している。司法院自身は、憲法裁判所的な役割を一部になっており、三審制の法院での終局判決に憲法上の疑義がある場合などに司法院を構成する大法官に大法官解釈を求めることができる。大法官解釈には、違憲審査の機能を担うものの他に、法令の統一見解を示すためのものである<sup>15</sup>。意見審査としての大法官解釈は、具体的事件に基づき違憲判断を行うものであるが、司法院解釈と呼ばれる解釈は、抽象的違憲判断を行う<sup>16</sup>。

そして、台湾においては、「判決」は単なる個々の事件に対する法官(裁判官)の判断を意味し、「判例」は最高法院および最高行政法院が判決の中から、法的見解が代表的なもので下級法院に遵守させる必要があると判断して選ばれたものをいう<sup>17</sup>。判例は法律と同様の効果を直接的に持つ。もともと、法院組織法(1932年10月28日公布、1935年7月1日施行。1989年12月22日全面改正。2019年1月4日最終改正、同年7月4日改正法施行)第57条の1は以下のように規定した。「(第1項)最高法院は中華民國107年<sup>18</sup>12月7日<sup>19</sup>の本法改正前に選定された判例は裁判全文の調査がなされていない場合その適用を停止する。(第2項)前項の規定により適用が停止された判例は、その効力は判例として選定されなかった最高法院の判決と同等とする」。これにより、台湾の判例はその全てが見直されることになった。

<sup>13</sup> 蔡秀卿=王泰升(編著)・前掲註(4)174頁。

<sup>14</sup> 林俊寬『刑事訴訟法——基礎理論與實務運用』台北：五南圖書出版，2013年，5～7頁。蔡秀卿=王泰升(編著)・前掲註(4)190頁。

<sup>15</sup> 劉作揖『法學緒論』(修訂11版)台北：三民書局，2011年，55～56頁。

<sup>16</sup> 劉振鯤『法學概論』(修訂24版)台北：元照出版，2017年，86頁。

<sup>17</sup> 郝守才(主編)『台湾法概論』開封：河南大学出版社，1995年，7頁。蔡秀卿=王泰升(編著)・前掲註(4)33頁。

<sup>18</sup> 2018年を意味する。

<sup>19</sup> 2019年1月4日に公布された改正の立法院(日本の国会に相当)可決日である。

## 2. 2019年5月29日より前の訴追権時効制度

### (1) 2019年改正前の訴追権時効制度に関する規定と正当化する学説

ここでは、2019年5月29日より前の訴追権時効制度の根拠となる条文と台湾で一般的に述べられている訴追権時効制度を正当化する学説を見る。訴追権時効に関する条文は、1935年7月1日に35年刑法が制定されてから、2019年5月29日の改正までは大幅な改正はされていない。形式的には2005年2月2日公布で訴追権時効制度は改正されているものの(2006年7月1日改正法施行)、そのときは大改正ではなかった。

#### 2019年5月29日より前の35年刑法

##### 第80条<sup>20</sup>

訴追権は、以下に列挙する期間内に起訴されない場合、消滅する。

- 一、最も重い本刑が死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役の罪を犯した場合、30年。
- 二、最も重い本刑が3年以上10年未満の有期懲役の罪を犯した場合、20年。
- 三、最も重い本刑が1年以上3年未満の有期懲役の罪を犯した場合、10年。
- 四、最も重い本刑が1年未満の有期懲役、拘役もしくは罰金の罪を犯した場合、5年。

前項の期間は、犯罪の成立の日から起算する。ただし、犯罪行為が継続の状態にある場合は、その行為の終了の日から起算する。

##### 第81条<sup>21</sup> (削除)

##### 第82条

本刑が加重もしくは軽減された場合であっても、訴追権の時効の期間は、本刑により計算する。

##### 第83条<sup>22</sup>

<sup>20</sup> 2005年2月2日公布の改正前の第80条の条文は以下の通りであった。「(第1項) 訴追権は、左に列挙する期間内に起訴されない場合、消滅する。一、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役の場合、20年。二、3年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。三、1年以上3年未満の有期懲役の場合、5年。四、1年未満の有期懲役の場合、3年。五、拘役もしくは罰金の場合、1年。(第2項) 前項の期間は、犯罪の成立の日から起算する。ただし、犯罪行為が連続もしくは継続の状態にある場合は、その行為の終了の日から起算する」。

<sup>21</sup> 2005年2月2日公布の改正前の第81条の条文は以下の通りであった。「訴追権の時効、期間の計算は、本刑の最高限度によって計算するものとする。二種以上の主刑にかかる場合、最も重い主刑もしくは最も重い主刑の最高限度によって計算するものとする」。

<sup>22</sup> 2005年2月2日公布の改正前の第83条の条文は以下の通りであった。「(第1項) 訴追権の時効は、法律の規定により、捜査、起訴もしくは審判の手続きが開始もしくは継続できない場合にその進行を停止

訴追権の時効は、起訴によってその進行を停止する。法により捜査が停止もしくは犯罪行為を行った者が逃亡し、指名手配された場合も同様とする。

前項の時効の進行の停止について、以下に挙げた状況の一つがある場合、その停止原因は消滅したとみなす。

一、公訴の不受理判決の確定もしくは手続き上の原因により自訴の終結の確定が公に知られたとき。

二、審判手続きが、法律の規定もしくは被疑者や被告人〔被告〕<sup>23</sup>が逃亡して指名手配〔通緝〕されたことにより開始または継続できない場合で、その期間が第80条第1項各号に定められた期間の4分の1に到達したとき。

三、第1項後段の規定により捜査が停止もしくは指名手配された場合で、その期間が第80条第1項各号に定められた期間の4分の1に到達したとき。

前二項の時効は、停止原因の消滅の日以降と、その停止前に既に経過した期間は合算して計算するものとする。

#### 67年刑訴法

##### 第303条<sup>24</sup>

案件に左記の状況の一つがある場合、免訴の判決を出さなければならない。

……

(二) 時効が完成している場合

……

##### 第425条<sup>25</sup>

判決を受けた者が不利益があるため再審を請求するとき、判決確定後、刑法第80条第1項に定められた期間の2分の1を経過していた場合これをなすことができない。

35年刑法第83条第1項の「法により捜査が停止」した場合とは、67年刑訴法第261

する。(第2項) 前項の時効の停止は、停止原因の消滅の日以降と、その停止前に既に経過した期間は合算して計算するものとする。(第3項) 停止原因が存在している期間であっても、第80条第1項各号に定められた期間の4分の1が経過した場合、その停止原因は消滅したものとみなす。

<sup>23</sup> 条文の原文は「被告が逃亡して指名手配」と規定している。しかし、台湾の立法においては手続きの段階で被疑者と被告人を分けることをせず、検察官〔検察官〕が主体となっている場合は「被告」、警察が主体となっている場合は「被疑者」という呼び方をしている(黄朝義『刑事訴訟法』(第5版)台北:新學林出版, 2017年, 89頁)。指名手配の手続きは検察官が行うため(67年刑訴法第84~87条)、「被告」という表現が適当ということになる。そのため、35年刑法第83条第2項第2号においても原文は「被告」であるが、日本語訳としては「被疑者や被告人」が適切と言える。

<sup>24</sup> 35年刑訴法第294条にも同様の条文が存在し、28年刑訴法第243条には以下の規定があった。「案件に左記の一つの状況がある場合、その犯罪の起訴権は消滅している。一、時効期間を経過した場合 二以下(略)」。

<sup>25</sup> 35年刑訴法第418条にも同様の条文が存在した。



条の「犯罪が成立しないか刑罰を免除しなければならない場合、民事法の関係者の判断のために検察官は民事訴訟の終結しないうちは捜査を停止しなければならない」との規定や中華民國憲法（1947年1月1日公布，同年12月25日施行。中華民國憲法增補改正条文〔中華民國憲法增修條文〕により2005年6月10日最終改正・改正法施行）第52条の「總統は、内乱もしくは外患を除き、罷免もしくは解職されなければ刑事上の訴求を受けない」との規定、同法第74条の「立法委員は、現行犯を除き、立法院の許可がなければ逮捕もしくは拘禁されない」との規定の場合とされている<sup>26</sup>。

また、台湾では指名手配は、被疑者もしくは被告人が逃亡もしくは隠れた場合に行うことができるとされ（67年刑訴法第84条）、指名手配の際には指名手配書〔通緝書〕が作成され（67年刑訴法第85条）、指名手配書はその付近、各検察官、警察官に通知され、必要があれば新聞掲載その他の方法で公告もされる（67年刑訴法第86条）。

さて、訴追権時効制度を正当化する学説については、台湾ではいまだ確固たる学説が固まっていないと言える。台湾で訴追権時効制度を説明している学説のうち最もよく用いられている学説は、犯罪行為の処理については国家が刑罰権を用いることが必要であるが、この法律関係が長らく結論が出ないままにすることを避けるための制度と捉えるものである<sup>27</sup>。これは、一定期間が経過したことにより、訴追権が消滅すると表現されることもある<sup>28</sup>。さらに、犯罪発生から相当時間が経過している場合、証拠は散逸し、捜査活動も困難になり、また犯罪者もすでに改善していると考えられ処罰の必要がなくなっているとの説明がなされる場合もある<sup>29</sup>。

その他、①刑罰の目的が時間の経過とともに低減すること、②時間の経過により証拠の判断が困難になること、③長期間被疑者の法的地位が未確定であることは法的安定性と社会秩序の観点からよくなく、既得権益を尊重する方がよいことの3つ学説を総合して訴追権時効制度を正当化しようとする論者もいる<sup>30</sup>。さらに、①時の経過で、犯人は後悔し、改善していることが推定されるため、②時の経過で犯罪の証拠は散逸し、証拠の収集は困難になり、正確な裁判が行えなくなるため、③犯人に対して訴追が免除されても、長時間の逃亡でその心身には苦痛を感じており、それをもって刑罰の替わりとするため、④時の経過で、その犯罪を社会が忘れ、今さら訴追し処罰をする必要がなくなっているため、⑤犯人が長期間生活をするにより、既に犯人と取引関係を持っている者が現れ、それらの者の社会生活を害さないようにするため、との5つの学説で訴追権時効制度を正当化する学説を提示する論者もいる<sup>31</sup>。その他、1.（1）で述べた日本

<sup>26</sup> 邱忠義『刑事通則新論』（第3版）台北：元照出版，2015年，547頁。林山田・前掲註(3)607頁。

<sup>27</sup> 陳涵「論追訴權時効」鄭玉波（總主編）『刑法總則論文選輯（下）（法學論文選輯8）』台北：五南圖書出版，1984年，1080頁。柯耀程・前掲註(3)489頁。余振華・前掲註(11)571頁。

<sup>28</sup> 曾榮振『刑法總整理』（增訂新版）台北：三民書局，1999年，145頁。

<sup>29</sup> 陳涵・前掲註(27)1079～1080頁。

<sup>30</sup> 邱忠義・前掲註(26)543頁。

<sup>31</sup> 謝瑞智『刑法概論 I ——刑法總則』台北：臺灣商務印書館，2011年，470頁。

でいう実体法説，訴訟法説，混合説で訴追権時効制度を正当化しようとする論者もいる<sup>32</sup>。

## （２）訴追権時効制度の運用

訴追権時効制度はどのように運用されているのであろうか。ここでは，大法官解釈や司法院解釈，かつての判例から訴追権時効制度の運用について見ていく。

公訴時効制度の運用などで最も問題となるのは，時効停止事由にいかにかかるかという点である。例えば，日本では立法時の条文の趣旨に反してでも，公訴時効が停止しやすくなる解釈をし，公訴時効が完成しないような運用がなされる傾向がある<sup>33</sup>。それでは，台湾において，訴追権時効制度はどのように運用されているのであろうか。司法院解釈としては「告訴があつてはじめて罪に問える案件の場合，告訴権者に告訴するつもりがない場合もしくは告訴権のない者の告訴しなかつた場合，捜査および起訴の手続きをとることができないため，訴追権時効の期間の進行は停止するものとする」というものがある（院字第 1795 號（1938 年 10 月 20 日發布））。もっとも，67 年刑訴法第 237 条第 1 項には「告訴があつてはじめて罪に問える案件の場合，その告訴は告訴権者が犯人を知ったときから 6 か月以内にしなければならない」との規定もある。そのため，このような司法院解釈があつても告訴権者が 6 か月間告訴がなかつた場合には結局訴追できなくなる。もっとも，35 年刑法第 83 条は「法により捜査が停止……（したときその進行を停止する）」と規定しており，告訴があつてはじめて罪に問える案件は，告訴がなければ事実上捜査も行えないため，条文通りの解釈ということになる。

そして，「甲と丑が共同して犯罪を行い，甲のみ指名手配された訴追権時効の進行は停止することになった。しかし，指名手配されていない丑の訴追権時効については，その進行は停止しない」とする司法院解釈もある（院字第 2258 號（1941 年 12 月 3 日發布））。

また，その他の大法官解釈や司法院解釈は，以下のように条文通りのことを述べているものしか見当たらない。例えば，司法院解釈として「（一）捜査もしくは審判中に被疑者もしくは被告人が指名手配された場合，訴追権時効の進行は停止するものとする。ただし，刑法第 83 条第 3 項の規定には注意をしなければならない。（二以下略）」としており（院字第 1963 號（1940 年 2 月 14 日發布）），大法官解釈が「審判中に被告が法によって指名手配された場合，その訴追権時効は，進行を停止しなければならず，本院院字第 1963 號の解釈に変更はない」とこれを追認している（釋字第 123 號（1968 年 7 月 10 日發布））。さらに，「公訴もしくは自訴が提起された案件で，かつ審判が進行して

<sup>32</sup> 林山田・前掲註(3)604～605 頁。

<sup>33</sup> 高橋孝治「日本追訴時効（公訴時効）制度研究及其对中国の啓示」中国政法大学博士学位論文，2017 年，101～102 頁。高橋孝治・前掲註(7)118 頁。

いる場合、その訴追権の不行使という状況ではなく、時効の進行は起こらない」と述べる大法官解釈もある（釋字第 138 號（1974 年 5 月 10 日發布））。

1. (3) で述べたように、法院組織法第 57 条の 1 により、過去に選定された判例は判例としての効力を失ってはいるものの、訴追権時効に関する判例には以下のようなものがあつた。「①刑法第 80 条第 2 項にいう犯罪行為が継続の状態にあるとは、犯罪行為が継続していることをいい、犯罪ではない行為が継続しているが犯罪状態が継続している場合は含まないものとする。②重婚罪は直ちに犯罪が成立し、婚姻時に犯罪行為は終了し、婚姻後は婚姻が存続しているに過ぎない状態であるため、犯罪行為が継続しているとしてはならない」（25 年上字第 1679 號（1936 年 1 月 1 日判決））。さらに「被疑者が逃亡して指名手配された場合、その訴追権時効は刑法第 83 条第 1 項の規定に従いその進行を停止しなければならない。ただし、この指名手配は権限ある機関が刑事訴訟法第 85 条および第 86 条の規定する手続きによって行われることが必須であり、この手続きによってはじめて有効なものとなる。もし通常の刑事案件に対して捜査や審判の権限のない軍事機関が被疑者が逃亡したとして指名手配の命令を出したとしてもそれは非合法な手続きであり、訴追権時効はその進行を停止しない」とする判例もあつた（31 年上字第 1156 號（1942 年 5 月 25 日判決））。ここでいう「刑法」とは 35 年刑法を、刑事訴訟法とは 35 年刑訴法を指す<sup>34</sup>。

また、「牽連犯の訴追権の時効については、各個の犯罪は各自独立しており、相互に関連せず、それぞれに計算する。牽連犯のうち、軽罪について、訴追権時効が完成して、重罪部分については、判決時にそれが分かる場合、判決内で軽罪部分が裁判上一罪として取り扱われ免訴となる理由を説明しなければならない」（69 年臺上字第 4917 號（1980 年 12 月 12 日判決））、「原判決では上訴人は刑法第 216 条、第 210 条、第 217 条第 1 項の偽造文書押印罪の一部に抵触するものの、その訴追権はすでに時効によって消滅していると認定され、再度議論することはできないこととされていた。そして、有価証券偽造の部分についても裁判上一罪として免訴を言い渡す他にはない。すなわち、この部分の主刑の訴追権が既に時効消滅しているなら、従刑にもそれが付随する」という判例も存在した（70 年臺上字第 4232 號（1981 年 8 月 26 日判決））。

### （3）2019 年改正前の訴追権時効制度を正当化する学説——中間的考察

訴追権時効制度を概観して特徴的と言えるのは、35 年刑法第 83 条の規定であろう。起訴によって時効が停止するという規定は日本なども同様である。しかし、台湾ではこの他に法により捜査が停止した場合や、被疑者が逃亡しかつ指名手配された場合にも訴追権時効は停止するとしている。ここから、訴追権時効制度は、警察などの国家機関が

<sup>34</sup> ただし、35 年刑訴法第 85 条および第 86 条は、67 年刑訴法第 85 条および第 86 条と全く同じ条文である。

被疑者に対する犯罪追及行為を行わないことがやむを得ない場合や被疑者が逃亡したとしても指名手配するという積極的な犯罪追及行為があったときには時効停止することとなっていると言える。しかし、このような指名手配などによる訴追権時効の停止も、35年刑法第83条第2項第2号および第3号によって、訴追権時効の停止は、時効期間の4分の1の期間までとされている。この訴追権時効停止の上限規定は、時効停止の事由が長期間に亘り、時効が完成しないことになり、訴追権が不確定な状態が長く続くことを防ぐことを目的としていると言われて<sup>35</sup>。このような制限を設けることは、公訴時効制度にとって必要なことであろう。

例えば、中国では、「人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」という規定があるために（中国刑法（1979年7月6日公布、1980年1月1日施行。1997年3月14日全面改正。2015年8月29日最終改正、2015年11月1日改正法施行）第88条第1項）、これが拡大解釈され、事実上立案がなされたら訴追時効は完成することはないという運用がなされている<sup>36</sup>。そのため『訴追』時効制度ではなく、事実上「立案時効制度」となっていると筆者は指摘している<sup>37</sup>。この中国の例から考えれば、『訴追権』時効制度が訴追権時効制度であるためには、台湾のように指名手配したら時効停止するような規定がある場合には、停止期間に制限を設けておくのは必要な措置と言える。

ところで、台湾の訴追権時効制度に関する大法官解釈、司法院解釈、かつての判例を見ると、2.（2）で述べた日本のような「公訴時効が停止しやすくなる解釈をし、公訴時効が完成しないような運用」は見られない。すなわち、共犯のうちの一人名に対する指名手配で、指名手配されていない方の被疑者の訴追権時効は停止しないし（院字第2258號）、判例としての効果は失っているものの、誤った指名手配では訴追権時効は停止しないとしている（31年上字第1156號）<sup>38</sup>。さらに、最高法院判決では、継続犯と状態犯を区別し、状態犯には「犯罪行為が継続の状態にある場合は、その行為の終了の日から起算する」との規定は適用されないとしている（25年上字第1679號）<sup>39</sup>。さらには、牽連犯（犯罪の手段または結果である行為が他の罪名に触れること）の場合にも相

<sup>35</sup> 曾榮振・前掲註(28)147頁。謝瑞智・前掲註(31)474頁。

<sup>36</sup> 高橋孝治・前掲註(9)83頁。

<sup>37</sup> 高橋孝治・前掲註(9)72～73頁。

<sup>38</sup> これに対し、日本では要件を欠いた起訴でも公訴事実が特定していれば公訴時効は停止するし（刑集35巻5号497頁。最高裁判所1981年（昭和56年）7月14日決定）、誤ってした起訴に対して訴因変更請求を行った場合にも訴因変更時に時効停止が認められる（刑集60巻9号696頁。最高裁判所第三小法廷2006年（平成18年）11月20日決定）。高橋孝治・前掲註(7)114～115頁。

<sup>39</sup> これに対し、中国では重婚罪は継続犯の一種であり、いつでも刑事責任の追及が可能であるとしている（最高人民法院研究室による重婚案件の被告人が長期逃亡し法院が審理を中止していた場合は訴追時効の制限を受けるのかという問題に関する電話での回答〔最高人民法院研究室關於重婚案件的被告人長期外逃法院能否中止審理和是否受追訴時効限制問題的電話答復〕。1989年8月16日最高人民法院發布）。

互に関連せずそれぞれ時効を計算するとしており（69年臺上字第4917號）<sup>40</sup>、主刑の訴追権時効が完成していれば、從刑もそれに從属するとしている（70年臺上字第4232號）。

これらのことから2019年改正前の訴追権時効制度を正当化する学説の検討は容易である。先に述べたように、積極的な犯罪追及行為があったとき（＝ある程度捜査の成果があったと言えるとき）に時効が停止するならば、捜査のための与えられた期間内に犯罪追及行為ができなかったという点が訴追時効制度を正当化する論拠となりうる。すなわち、「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかったため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす」という捉え方が、訴追権時効制度を正当化する学説の根幹となる。

そして、訴追権時効の停止は、時効期間の4分の1の期間までという規定も訴追権時効制度を正当化する学説の中に取り込むと、「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかったため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす。ただし、法により捜査が停止しているとき、指名手配犯が見つからないときは有効な捜査が行えないものの、時効を永久的に停止することは訴追権の不安定化につながるので、一定の上限を設けている」とすることが適当であろう。

しかし、このような訴追権時効制度を正当化する学説は、結局「処罰権が失われていると認められるため」、「公平な裁判を行うことができなくなるため」といった直接的に正当化する学説ではなく、政策的に制度を創設したと捉える学説になってしまっている。特に「徒労に終わるだろうとみなす」に対して「なぜみなすことができるのか」といった点に満足な回答を与えられない。このようにみなすことで制度が正当化できるようになるからとしか言いようがない。そのため、この学説で訴追権時効制度は正当化できるものの、訴追権時効制度を政策的に設置されている制度と捉えている点は問題点としてあげうる<sup>41</sup>。

### 3. 2019年5月29日改正以降の訴追権時効制度

#### （1）2019年改正後の訴追権時効制度の規定

1.（1）で述べた通り、2019年5月29日に35年刑法が一部改正され、人を死亡させた犯罪は訴追権時効制度の対象外となった。その改正方法は、35年刑法第80条第1項第1号に但書を付け足しただけのものであったものの、その改正内容は非常に大きな

<sup>40</sup> これに対し、日本では牽連犯の場合、牽連犯を構成する全ての行為の時効を、牽連犯を構成する犯罪のうち、最も刑罰の重い行為を基準にして、公訴時効を起算するとしている（刑集10巻273頁。1931年（昭和6年）6月12日大審院判決）。

<sup>41</sup> 日本でも新訴訟法説は、公訴時効制度の具体的な理由づけをことさら放棄し、これを単に政策的なものと考え、デュー・プロセスの要請により、人権のため国家は国家権力の発動を自己制限したものと捉えており、何故、国家が自己制限したかの説明が何もなく、法解釈の放棄であるとの批判がある。井戸田侃『刑事訴訟理論と実務の交錯』有斐閣、2004年、5頁。

ものであったと言える。2019年改正で修正された規定は以下の通りである。

#### 35年刑法第80条

訴追権は、以下に列挙する期間内に起訴されない場合、消滅する。

一、最も重い本刑が死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役の罪を犯した場合、30年。ただし、死亡の結果が発生した場合、この限りではない。(以下略)

#### 刑法施行法第8条の2

中華民國108年<sup>42</sup>5月10日改正の刑法第80条第1項第1号但書の施行前にその訴追権時効が完成していない場合、修正後の規定を適用し、前条<sup>43</sup>の規定は適用しないものとする。

ここで、重大な点は2019年5月29日時点で訴追権時効が完成していない案件全てもこの改正法の対象となることであろう。

#### (2) 2019年訴追権時効制度改正の理由

2019年5月29日以降、訴追権時効制度が死亡の結果を生じさせた犯罪を対象外とすることにしたことは以下の理由によるとされている。重大な暴力犯罪、人を死亡させた犯罪については訴追期限を永久とすることが全世界の趨勢となっている<sup>44</sup>。また、正義の行使に有効期限を設けるべきものではなく、一定期間逃亡し、不起訴となったとしても、犯罪被害者に残った心の傷は永遠に消えることはなく、重大な犯罪については訴追権時効制度を適用しないとすることが適当であるとも言われている<sup>45</sup>。その他、法定刑と保護法益との均衡のために訴追権時効制度の対象外とすることが適当であるとも説明される<sup>46</sup>。

日本においては、2010年(平成22年)4月27日に刑事訴訟法が改正され(同日改正法施行)、「人を死亡させた罪であって、死刑に当たる犯罪」は公訴時効制度の対象外と

<sup>42</sup> 2019年を意味する。

<sup>43</sup> 刑法施行法第8条の1は以下のように規定している。「中華民國94年1月7日の改正刑法施行前にその訴追権時効もしくは刑の時効が完成していない場合は、改正前後の条文を比較して、行為者に最も有利となるように規定を適用する」。

<sup>44</sup> 『立法院公報』(106卷35期)台北：立法院公報處，2017年，100頁，102頁(2017年3月27日の立法院第9回第3会期司法および法制委員会第9次全体委員会〔立法院第9届第3會期司法及法制委員會第9次全體委員會〕での葉宜津・委員および蔡碧仲・法務部次長の発言)。

<sup>45</sup> 『立法院公報』(106卷35期)・前掲註(44)101頁(2017年3月27日の立法院第9回第3会期司法および法制委員会第9次全体委員会での王定宇・委員の発言)。

<sup>46</sup> 『立法院公報』(107卷27期)台北：立法院公報處，2017年，186頁(2017年3月22日の立法院第9回第5会期司法および法制委員会第6次全体委員会〔立法院第9届第5會期司法及法制委員會第6次全體委員會〕での邱太三・法務部部長の発言)。

されることとなった（第 250 条第 1 項）。2019 年の訴追権時効制度改正は、この日本の公訴時効制度改正を参考にしたとされている<sup>47</sup>。確かに、2019 年改正の訴追権時効制度は「人を死亡させた罪で、死刑、無期懲役もしくは 10 年以上の有期懲役にあたる犯罪」を対象外としているし、日本の公訴時効制度も 2010 年改正前に発生してまだ公訴時効が完成していない案件にも新法を適用するため（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（2010 年（平成 22 年）4 月 27 日公布・施行）附則第 3 条）、非常に類似していると言える。

日本の公訴時効制度の 2010 年改正でも、国会では、公訴時効制度と人を死亡させた犯罪に対しては国民の処罰を求める感情が希薄化することは難しいこと<sup>48</sup>、DNA 鑑定などの操作技術の発達により、事件発生から長期間経過しても立証が可能となったこと<sup>49</sup>などをその改正理由としてあげている<sup>50</sup>。しかし、実のところ、この日本の改正は、公訴時効が完成しそうな殺人事件の被害者遺族が市民運動を起こし<sup>51</sup>、政治家がこの市民運動を無視できなくなったためと言われている<sup>52</sup>。台湾においても、実のところは、訴追権時効制度改正はいくつかの重大事件の訴追権時効が完成しそうになったため、それらの事件が訴追できなくなることを防ぐための改正であった<sup>53</sup>。

### （3）2019 年訴追権時効制度改正後の制度を正当化する学説——中間的考察

訴追権時効制度の改正は、3.（2）で述べた通り、特定の事件の時効完成を防ぐためのものであった。これは日本の 2010 年の公訴時効制度改正も同様だが、特定の事件のために法律の中でも礎たる刑法や刑事訴訟法を改正してよいのかという疑問がある。

台湾においては、2019 年の訴追権時効改正までは、訴追権時効制度の規定は、例外を設けず、全ての犯罪をその対象としていると述べる論もあった<sup>54</sup>。今後、台湾における訴追権時効制度を巡る学説も大きく変わる必要があるであろう。また、2.（1）で述べたように、台湾では訴追権時効制度を正当化する学説は固まっていないものの、国家による刑罰権の行使について、長く結論がでないままにすることを避けるための制度で

---

47 『立法院公報』（106 卷 35 期）・前掲註(44)101 頁（2017 年 3 月 27 日の立法院第 9 回第 3 会期司法および法制委員会第 9 次全体委員会での周春米・委員の発言）

48 『第 174 回国会参議院法務委員会会議録第 7 号』参議院事務局，2010 年，1 頁（2010 年（平成 22 年）4 月 1 日の参議院法務委員会での千葉景子・法務大臣の発言）。

49 『第 170 回国会衆議院法務委員会会議録第 2 号』衆議院事務局，2008 年，10～11 頁（2008 年（平成 20 年）11 月 14 日の衆議院法務委員会での神崎武法・衆議院議員の発言）。

50 『第 174 回国会参議院法務委員会会議録第 8 号』参議院事務局，2010 年，2 頁（2010 年（平成 22 年）4 月 6 日の参議院法務委員会での千葉景子・法務大臣の発言）。

51 諸澤英道「逃げ得は正義に反する——公訴時効制度廃止をめぐる」『三田評論』（1128 号）慶應義塾，2009 年，68～69 頁。

52 白取祐司＝岩村智文[ほか]「公訴時効廃止法批判」『世界』（805 号）岩波書店，2010 年，65 頁。

53 「刑法修正草案行政院昨通過 劉邦友、彭婉如案『永遠可以上追訴』涉死亡重罪沒追訴期限」『聯合報』（2018 年 3 月 9 日付 A1 面）。「70 重案未破」『聯合報』（2018 年 3 月 9 日付 A10 面）。

54 柯耀程・前掲註(3)485 頁。

あるとの説明が比較的多くなされている。それでは、なぜ人を死亡させた犯罪は刑罰権の行使につき長く結論がでなくてもよいのであろうか。台湾においては2019年の訴追権時効制度改正の際には「犯罪被害者に残った心の傷は永遠に消えることはなく、重大な犯罪については訴追権時効制度を適用しないとすることが適当」とも言われていたが、人が死亡していない事件も犯罪被害者の心の傷は消えないのではないだろうか。人が死亡している事件と死亡していない事件で公訴時効の効果を分けた場合、制度を正当化することは難しい<sup>55</sup>。

しかし、2.(3)で提起した訴追権時効制度を正当化する学説は、訴追権時効制度を政策的な制度としているため、「政策的に人を死亡させた犯罪についてはその対象外とする」とすることは一応可能である。総括すると、2019年5月29日以降の訴追権時効制度は、「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかったため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす。ただし、法により捜査が停止しているとき、指名手配犯が見つからないときは有効な捜査が行えないものの、時効を永久的に停止することは訴追権の不安定化につながるため、一定の上限を設けている。しかし、これは政策上の制度であり、『人を死亡させ、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役となる罪』についてはこの制度は適用しない」という学説で正当化することができると言えよう。

#### 4. 結びにかえて

本稿では、台湾の訴追権時効制度を正当化する学説を考察してきた。その結論は、2019年5月29日以降については、「一定期間有効な捜査を行ったにもかかわらず、成果が得られなかったため、以後継続して捜査をしたとしてもそれは徒労に終わるだろうとみなす。ただし、法により捜査が停止しているとき、指名手配犯が見つからないときは有効な捜査が行えないものの、時効を永久的に停止することは訴追権の不安定化につながるため、一定の上限を設けている。しかし、これは政策上の制度であり、『人を死亡させ、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役となる罪』についてはこの制度は適用しない」という学説になるというものである。

しかし、その過程にて、日本では批判的意見の多い2010年公訴時効制度改正がそのまま参考にされ台湾の法改正につながったことも指摘した<sup>56</sup>。なぜ、人を死亡させた犯罪は公訴時効の対象とならないのか、人が死亡しなかった犯罪は重大ではないのかは今後、日本だけでなく台湾でも議論されなければならない課題となる。人を死亡させた罪

<sup>55</sup> 日本においても同様の疑義がある。高橋孝治・前掲註(7)120～121頁。

<sup>56</sup> 日本における2010年公訴時効制度改正への批判は、以下を参照。三島聡『『逆風』のなかの公訴時効——『見えにくい』利益の保護をめぐる』『法律時報』(81巻9号)日本評論社、2009年、3頁。大杉光子「公訴時効をなくせばよいのか～間違った裁判になる危険性は?～」『アジェンダ』(27号)星雲社、2009年、92頁。白取祐司=岩村智文[ほか]・前掲註(52)65頁など。



を常に起訴できるようにすることが、「正義」とは言い難いからである。台湾は2019年の訴追権時効制度改正の際には、日本の刑事訴訟法の改正を多分に参考にしている。今後はその逆で、台湾で人を死亡させ、死刑、無期懲役もしくは10年以上の有期懲役となる犯罪を訴追権時効制度の例外とすることに疑義が呈された場合、日本もこれを参考にしなければならないであろう。

(2020年8月6日受理)